次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続き(以下「公募型プロポーザル方式」という。)を実施する。

北海道胆振総合振興局長 谷内 浩史

令和3年4月28日

- 1 公募型プロポーザル方式に付す事項
- (1) 業務名

「(仮) 北海道いぶり d e ワーケーション」冊子等作成委託業務

(2)業務の目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、密を避けた生活が注目されており、働き方についてもテレワークが推奨されるなど見直しが行われている。こうした中、新たな働き方として仕事をしながら余暇を楽しむ「ワーケーション」が広がりつつあるため、気候がよく温泉やアクティビティなど観光素材が豊富な「いぶり」地域でのワーケーションを誘致するため、冊子等を作成しプロモーションを実施する。

(3)業務の内容

別紙仕様書による冊子「(仮) 北海道いぶり d e ワーケーション」及び概要版を作成し、成果品を委託者に提出し、委託業務の処理に伴い著作権その他の権利が生じたときは、これを委託者に移転する。

また、掲載写真については本冊子等の他、胆振総合振興局等が「いぶりのPR」に使用する許諾 確認を受託者において行うこと。

(4) 契約期間

契約締結の日から令和3年11月15日(月)まで

- 2 予算上限額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)
 - 2,100千円
- 3 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格
- (1) 単独法人、法人以外の団体又は複数法人等(法人、法人以外の団体も含む)による連合体(以下「コンソーシアム」という。)であること。
- (2) 単独法人、法人以外の団体又はコンソーシアムの構成員は、次の要件をすべて満たしていること。 ア 道内に本店若しくは支店を有する法人、法人以外の団体又は道内に主たる事務所を有する法人 (企業を除く。)、法人以外の団体であること。ただし、宗教活動や政治活動を主な目的とする法人、 法人以外の団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人、法人以外の団体を除く。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者(未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。)でないこと。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - オ 暴力団関係事業者等でないこと。
 - カ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - (ア) 道税(個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)
 - (イ) 本店が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)
 - (ウ)消費税及び地方消費税
 - ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く。)。
 - (ア)健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
 - (イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

- (ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- ケー参加表明書を提出する時点で倒産している事業主ではないこと。
- コ 委託料に係る審査等(書類の整備保管。書類の提出や実地検査の受入)に協力すること。
- サ コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。
- 4 担当部局(提出・問い合わせ)

北海道胆振総合振興局地域創生部地域振興課地域振興係(担当:合田)

\(\pi\) 0 5 1 - 8 5 5 8

北海道室蘭市海岸町1-4-1 むろらん広域センタービル4階

TEL:0143-24-9568 (直通)

FAX : 0 1 4 3 - 2 2 - 5 1 7 0

E-mail: iburi.chiseil@pref.hokkaido.lg.jp

- 5 参加表明書の提出期限、場所及び方法
- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより参加表明書及び添付書類を提出し、前記3に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。
 - ア 提出期限

令和3年5月14日(金)午後5時まで(必着)

イ 提出場所

前記4に掲げる場所

ウ 提出方法

持参又は郵送(書留(簡易書留を含む。)に限る。)により、1部提出すること。(持参の場合は、 七曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで。)

- (2) 審査結果は通知する。
- 6 企画提案指示書等の交付期間及び方法
- (1) 交付期間

令和3年4月28日(水)から令和3年5月14日(金)まで(なお、前記4の場所での交付時間は、 土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで。)

(2) 交付方法

前記4の場所で交付する。

なお、北海道胆振総合振興局のホームページにおいてダウンロードすることができる。

http://www.iburi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/tss/iju_puropo.htm

- 7 企画提案書の提出期限、場所及び方法
- (1) 前記5の参加資格の審査により参加資格を有すると認める者には、企画提案書の提出要請を行う。
- (2)(1)の提出要請を受けた者は、次のアからウまでに定めるところにより企画提案書の提出を行うことができる。
 - ア 提出期限

令和3年5月31日(月)午後5時まで(必着)

イ 提出場所

前記4に掲げる場所

ウ 提出方法

持参又は郵送(書留(簡易書留を含む。)限る。)により、6部提出すること。(持参の場合は、 土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで。)

なお、1つのコンソーシアム又は同一法人が、本業務に対して複数の提案をすることは認めない。

8 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

9 最良の提案をした者の選定方法

プロポーザル審査会において、企画提案者から企画内容、考え方の説明(ヒアリング)を受け、企画提案の審査基準に従った採点の上、得点及び特記事項等を勘案した審査を行い、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。プロポーザル審査会の日時、場所については別途通知する。なお、企画提案書の提出が多数ある場合には、プロポーザル審査会において、事前に企画提案書の内容の審査及び評価を行い、ヒアリング審査を実施する者として、当該業務の内容に適すると認められる概ね5者程度を選定する。

10 契約手続

特定者を見積徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

11 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本円
- (2) 無効となる参加表明書又は企画提案書
 - ア 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。
 - イ 作成上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - オ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) 企画提案参加者及び企画提案の非選定通知

企画提案参加者として選定されなかった者及び企画提案参加者のうち企画提案内容を選定されなかった者に対して、その旨を書面により通知する。

(4) 関連情報を照会する場所及び企画提案に関する照会期限

ア 照会場所

前記4に同じ

イ 企画提案に関する照会期限 令和3年5月31日(月)午後5時まで

(5) その他留意事項

- ア 企画提案書等の作成・提出に係る費用は、参加事業者の負担とする。
- イ 企画提案書を提出期限までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものと見なす。
- ウ 企画提案書を提出した後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出すること。
- エ 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- オ 企画提案者がヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。
- カ 提出された参加表明書は、企画提案参加者の選定以外に、また、企画提案書は企画提案書の選定以外には、提出者に無断で使用しない。
- キ 提出された参加表明書及び選定された企画提案書は返却しない。ただし、選定されなかった企画提案書は、企画提案書の提出時に返却を希望した事業者に限り返却する。
- ク 提出された書類は、企画提案参加者及び企画提案書の選定を行う作業に必要な範囲又は返却する場合において、複製を作成する。
- ケ 企画提案参加者として選定された者を公表できるものとする。
- コ 公正性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表することができるものと する。
- サ 企画提案書作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することはできない。